

歴史公文書の利用の方法

機関名		閲覧の方法	不開示情報を含むページの取扱い	写しの交付	写しの交付の費用負担
利用請求権を定めている機関	国	原則として原本の閲覧 (不開示情報を含むページについては、そのページ以外を閲覧)	当該ページの不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分の複本(不開示情報をマスキングしたもの)を作成し、閲覧に供する	規定あり	あり
	鳥取県				
	島根県				
	香川県				
	福岡県				
	熊本県				
検討中の機関	滋賀県	原則として原本の閲覧 (不開示情報を含むページについては、そのページ以外を閲覧)	当該ページの不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分の複本(不開示情報をマスキングしたもの)を作成し、閲覧に供する	規定あり	あり
	高知県				
	山形県 (案)				